

## 10/10院内集会ひらく 組合活動を禁止する裁判所の保釈条件

「関西生コン事件」――もうひとつの問題点を考える

### ●保釈されても仲間に会えない。組合事務所にも行けない

昨年8月以降、1年で79人にもものぼる組合員が逮捕された。その多くはすでに保釈され、大津地裁、大阪地裁で裁判がつづいている。京都地裁、和歌山地裁でも近く公判がおこなわれる。

ところで、これら保釈された組合員の多くが、仲間にも会えない、組合事務所にも行けない、つまり組合活動がほとんどできない状態に置かれている。裁判所



が保釈許可条件において、「以下に掲げる者とは、弁護士を介する場合を除いて、面接、電話、メールなど一切接触してはならない」と命じているからだ。

そこで指定されている人物が、会社側の事件関係者というのはまだ理解できないでもない。問題なのは、同じ事件で逮捕された「共犯」とされる組合役員や組合員、さらには元組合員の名前が多数列記されていることだ。もっともひどい例では、接触禁止の対象が「関西地区生コン支部の関係者」とされている。

「支部の主たる事務所及び従たる事務所へに立ち入ってはならない」と指定されているケースも多い。関西地区生コン支部の専従者である役員は、自分の職場にも行かれないのである。

この問題を多くの仲間に知ってもらおうと、10月10日、参議院議員会館でひらかれた院内集会には95人もの参加者が詰めかけた。主催は「関西生コンを支援する会」。

太田健義弁護士から詳しい実態報告があり、次いで関西地区生コン支部の役員Aさんが自身の逮捕と保釈後の身動きできない実情を話した。

これを受けて、長尾秀樹衆議院議員（立憲民主）から激励のあいさつ。ついで、支援する会共同代表の佐高信、宮里邦雄、内田雅敏、海渡雄一の各氏が発言。宮里邦雄弁護士は「労働基本権保障について考慮されているのか。裁判所も弾圧に加担しているのではないかと強く批判した。

全港湾、全国一般全国協、全国ユニオン、静岡平和運動センター、国労の代表から連帯挨拶があった。